

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請について

支給対象者…後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額）の両方の支払いをした方（世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します）。

対象期間…平成30年8月1日～令和元年7月31日
（毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です）

支給額…医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

* 超えた額が500円以下の場合は支給対象外です。

所得区分に応じた自己負担限度額

- ▷現役並み所得者Ⅲ…212万円
- ▷現役並み所得者Ⅱ…141万円
- ▷現役並み所得…67万円
- ▷一般…56万円
- ▷低所得Ⅱ（世帯員全員が住民税非課税の方）…31万円
- ▷低所得Ⅰ（低所得Ⅱのうち世帯員全員の各所得金額が0円の方）…19万円

支給申請…支給を受けるには必ず申請が必要です。支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。お知らせが届いた方は担当窓口へ申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給

対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象になると思われる方は担当までお問い合わせください。

申請に必要なもの…支給申請書／高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは、個人番号カード）／本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）／印章（はんこ）／通帳（コピー可）等口座情報のわかるもの

- * 被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。
- * 被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です（申請の場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類等が必要なため、事前にお問い合わせください）。
- * 重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
- * 対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。
- * 成年後見人が申請される場合、登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）をお持ちください。

申請先…国保年金課 内線2345

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な方または、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度（5歳未満）」「学生納付特例制度」がありますので、国民年金窓口で申請の手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。申請は、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

詳しくは、市役所の国民年金窓口または弘前年金事務所へお問い合わせください。



問…国保年金課 内線2345
弘前年金事務所 TEL0172-27-1339

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく便利です。

当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い2年前納、1年前納、半年前納もあります。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、金融機関または、年金事務所へお申し出ください。

口座振替方法別申込期限

振替方法	申込期限	割引額
2年前納 (4月～翌々年3月分)	2月末日まで	約15,000円
1年前納 (4月～翌年3月分)	2月末日まで	約4,000円
6カ月前納 (4月～9月分) (10月～翌年3月分)	2月末日まで 8月末日まで	約1,000円
当月末振替（早割）	随時	月々50円
翌月末振替	随時	無